

# 長崎大学における新型インフルエンザの予防及び対応に関する指針

平成20年12月26日  
学 長 裁 定

1997年に香港で発生した鳥インフルエンザ（H5N1）のヒト感染事例は、その後アジア各国で多数報告されており、新型のヒトインフルエンザに変化して世界的な流行が発生することが危惧されている。すでに厚生労働省、文部科学省及び長崎県からその対応に関する指針、指示が示されており、長崎大学（以下「本学」という。）はこれらの方針に沿って予防及び対応を実施するが、現在新型インフルエンザ発生の可能性が高いとされているアジア諸国と緊密な関係にある本学においては、予防及び対応をより確実なものとするため、本指針を定めるものである。なお、本指針は、状況の変化に応じて適宜改訂を加える。

本学病院における予防及び対応については、病院長が別に定める。

## I. 新型インフルエンザ対策委員会の設置

第1 本学に、この指針の適切な運用を図るため、長崎大学新型インフルエンザ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (1) 任務

委員会は、厚生労働省、文部科学省及び長崎県からの指示、情報並びに世界保健機関（以下WHO）、グローバル感染症警報・対応ネットワーク（GOARN）、国立感染症研究所、本学の海外拠点等からの情報を収集して総合的に判断し、国内、国外で活動する本学の職員、学生の安全を確保するため、緊急および長期的に必要なとされる本学としての対応を行うとともに、本指針の改訂について協議し、学長に進言する。

### (2) 構成

- ア 理事（総務担当理事及び社会貢献担当理事）
- イ 感染症の専門家 若干名
- ウ 保健・医療推進センター長
- エ 留学生センター長
- オ 本学病院感染防止責任者
- カ 総務部総務課長、総務部人事管理課長、研究国際部国際交流課長、財務部財務課長及び学生支援部教育支援課長
- キ その他学長が必要と認めた者

### (3) 委員長

委員長は、学長が指名する理事をもって充てる。

(4) 事務担当

委員会の事務は、総務部人事管理課が関係課と協力して処理する。

(5) 適用

本指針のⅡ以下の対応については、状況に応じて適宜決定をする。

## Ⅱ. 未発生期における対応

(学生、職員への情報提供)

第2 学生及び職員に対する新型インフルエンザに関する情報の提供は、本学のホームページへの掲載、パンフレットの配付等により行う。

(相談窓口)

第3 学生及び職員に対する新型インフルエンザに関する相談窓口を、昼間は保健・医療推進センター（095-819-2214）に設ける。なお、発生期においては、昼間窓口の保健・医療推進センターに加え、夜間窓口を本学病院救急部（095-819-7243）に設ける。

(海外に渡航、滞在する職員及び学生の状況把握の一元化)

第4 海外に渡航、滞在する本学の職員（海外赴任の職員にあつては帯同する家族（以下「帯同家族」という。）も含む。）においては、渡航計画、渡航地域及び利用交通機関（航空機便名等）を所属部局の総務担当係に届け出なければならない。また、海外に渡航、滞在する日本人学生にあつては、所属部局の学生担当係に、留学生については研究国際部国際交流課に届け出なければならない。

2 前項の届け出があつた各部局の担当者は、研究国際部国際交流課に情報を伝達し、同課において海外渡航状況を一元的に把握するものとする。

(関連物資の備蓄)

第5 保健・医療推進センターにおいて流行第一段階以後に必要な物資（マスク、抗インフルエンザ薬等）を確保し、必要量備蓄する。

(広報窓口の一元化)

第6 新型インフルエンザに関して本学から対外的に発信する情報は、総務部総務課（095-819-2018）で一元管理し、マスメディアに発信する。

(海外拠点における対応)

第7 本学の海外拠点の責任者は、本指針に沿って、各拠点内に赴任・出張中の職員、帯同家族、学生を対象として指針を作成するとともに、連絡網を定期的に確認する。

第8 本学の海外拠点の責任者は、滞在国で流行が発生した場合を想定して、国外退去までの間及び退去中に必要な感染予防物資（マスク、抗インフルエンザ薬、航空機に持ち込み可能な容量の携帯消毒薬）を備蓄するとともに、個人においては2週間程度の自宅待機を可能とする非常食糧と飲料水を確保する。

(本学病院における対応)

第9 本学病院における新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の受け入れ、診療、検査体制等については、病院長が別に定める。

### Ⅲ. 海外発生期における対応（厚労省区分；第一段階、WHO区分；4A、5A、6A）

(集会等の把握に関する一元化)

第10 学生及び職員が集会等を主催する場合は、その名称、開催日、場所、参加予定者の数及び参加予定者の国籍について、学生は所属部局の学生担当係に、職員は所属部局の総務担当係に届け出るものとする。

2 前項の届け出があった各部局の担当者は、職員については総務部総務課に、学生については学生支援部学生支援課に情報を伝達するものとする。

(職員及び学生の海外渡航)

第11 学生及び職員の新型インフルエンザ発生国及び委員会が定める周辺国（以下「危険地域」という。）への渡航は、原則として禁止する。また、留学生の一時帰国も同様とする。ただし、留学生の親族の危篤等による一時帰国又は新型インフルエンザの研究や国際対応への協力による渡航であって委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項本文の措置は、学長が解除するまで継続する。

第12 危険地域以外への渡航については、制限しない。ただし、危険地域を経由する渡航経路は、入国しない場合でも原則として認めない。

(帰国勧告とその後の措置)

第13 委員会は、危険地域への渡航中又は滞在中の学生、職員及び帯同家族に対しては、帰国勧告を行うことができる。

第14 危険地域から帰国した学生及び職員は、所属部局（学生にあつては学生担当係、職員にあつては総務担当係）に帰国した旨を届け出るとともに、帰国後10日間、体温

等を含め健康状態を保健・医療推進センターに報告するものとする。

- 2 新型インフルエンザに合致する症状が発生したときは、直ちに長崎県が設置する発熱相談センター（設置予定）（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）に届け出て、その指示に従うほか、学生にあつては所属部局の学生担当係に、職員にあつては総務部人事管理課（095-819-2034）に、報告するものとする。

第15 帰国した学生、職員、帯同家族は、帰国に際し搭乗した航空機等に新型インフルエンザの患者及び疑似患者が同乗していたことが判明した場合には、当局からの連絡に従って行動するとともに、大学の所属部局にもその旨連絡するものとする。

- 2 学生が自宅待機等をする場合は、この期間は長崎大学学則（平成16年学則第1号）第66条の2第2項及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第49条の規定に基づき、登学停止とする。また、職員が自宅待機等により本学での業務を遂行することができない場合は、この期間は長崎大学安全衛生管理規則（平成16年規則第38号）第38条に準じて、就業禁止（有給）とする。

第16 委員会は、帰国した学生、職員、帯同家族が帰国後発症した場合（疑い例を含む。）には、状況により本学において接触した者に自宅待機を指示するものとする。

第17 自宅待機等の解除時期（登学又は出勤の許可）については、それぞれの事例において委員会が判断し、本人に通知する。

#### **IV. 国内発生早期（長崎県外での発生）における対応（厚労省区分；第二段階、WHO区分；4B）**

（集会又は会合の延期又は中止）

第18 委員会は、国内（長崎県を除く。）において新型インフルエンザ患者の発生が確認された場合（以下「国内発生早期」という。）で、その発生地域、伝搬状況を勘案した上で、大学内における集会又は会合の延期又は中止を勧告することができる。

（国内での出張及び研修の制限）

第19 国内発生早期において、職員は出張及び研修を延期又は中止しなければならない。ただし、不可避の要件や新型インフルエンザへの対応等、委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

（職場の清掃、消毒）

第20 部局等の長は、毎日朝夕、多くの者が接するもの（ドアノブ、エレベーターのボタン、手すり等）を清掃、消毒（0.02%の次亜塩素酸、又は消毒用のアルコールを使用）する等の措置を講じなければならない。

(時差出勤の導入)

第21 混雑した公共交通機関を使って出勤する職員は、長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第42号）第4条の規定にかかわらず、時差出勤することができる。

(発熱時の対応)

第22 学生、職員は毎朝体温を測り、新型インフルエンザに合致する発熱等の症状がある場合は登学又は出勤をせず、長崎県が設置する発熱相談センター（設置予定）（〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）、保健・医療推進センター（095-819-2214）（昼間のみ）又は本学病院救急部（095-819-7243）の指示に従って適切な医療機関を受診しなければならない。

2 前項の場合において、学生にあつては所属部局の学生担当係に、職員にあつては総務部人事管理課（095-819-2034）に連絡するものとする。

## V. 長崎県内での患者発生又は感染拡大期、まん延期における対応

長崎県での厚労省区分第二段階（WHO区分；4B）、又は第三段階（WHO区分；5B、6B）

(有症状期の対応)

第23 学生、職員は毎朝体温を測り、新型インフルエンザに合致する発熱等の症状がある場合は登学又は出勤をせず、長崎県が設置する発熱相談センター（設置予定）（〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）、保健・医療推進センター（095-819-2214）（昼間のみ）又は本学病院救急部（095-819-7243）の指示に従って適切な医療機関を受診しなければならない。

2 前項の場合において、学生にあつては所属部局の学生担当係に、職員にあつては総務部人事管理課（095-819-2034）に連絡するものとする。

(学生、職員等に患者が発生した場合の措置)

第24 学生、職員等構成員から新型インフルエンザの患者が一人でも発生した場合には、直ちに10日間の臨時休業及び学校閉鎖とする。

第25 委員会は、各部局の学生担当係及び総務担当係の職員とともに、電話により学生、職員等の健康状態を把握し、臨時休業及び学校閉鎖から10日間、新型インフルエンザの患者及び疑似症例がないことを確認したのち休業を解除する。

第26 臨時休業及び学校閉鎖の期間、大学としての最小限の機能を維持するため、学長は特別の措置を講じることができる。

附 則

この指針は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年7月24日から施行する。